

化学物質審査規制法と他の化学物質対策法との関係

1. 化学物質対策関係法

化学物質審査規制法は、化学物質による人の健康への悪影響の防止を目的とする法律である。

これ以外にも化学物質の使用目的、ライフサイクルにおける段階の違い、化学物質の人体への暴露経路の違い等に応じて、対象とする範囲を異にする化学物質対策法がある。

2. 化学物質審査規制法の概要

難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境汚染の防止を目的とする。

上記の目的の達成のため、以下の措置を講ずる。

・新規の化学物質の製造又は輸入に際し、事前に当該化学物質が難分解性等の性状を有するかどうか事前審査を行う。

・当該化学物質の有する性状等に応じ、化学物質の製造・輸入・使用等について必要な規制を実施する。

3. 化学物質審査規制法と他法令との関係

(1) 製造・輸入・使用に関する規制と排出・廃棄に関する規制

化学物質のライフサイクルでの各段階における環境汚染と人の健康等への影響を防止するため、製造・輸入前段階から製造・輸入、使用、排出、廃棄に至る段階で様々な規制措置が講じられる(参考参照)。このうち、化学物質審査規制法では、製造・輸入前の事前審査と製造・輸入・使用の規制が行われる。一方、化学物質の排出段階等においては以下のような法律により所要の規制が行われている。

- ・排出等に関する規制：大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法
- ・排出量の把握と自主管理の促進：化学物質排出把握管理促進法(PRTR等)
- ・摂取段階における規制：水道法、食品衛生法

医薬品、農薬、食品添加物等、他の法令で本法と同等以上の規制が行われる場合は、本法の適用が除外される。

(2) 人への直接暴露に係る規制

化学物質審査規制法は、環境経由の暴露による人の健康への影響を防止するため、環境汚染の防止を図る法律であり、化学物質審査規制法の適用を受ける化学物質の直接的な暴露による健康影響の防止(急性毒性を含む。)については、別途、以下のような法律により所要の規制が行われている。

- ・労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律等

(参考) 環境保全に係る化学物質対策制度の体系

